

魚津市告示第153号

住民票の職権消除について

次の者について、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票に記載されている住所に居住していないことを確認し、令和5年11月17日に住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年11月17日

魚津市長 村椿 晃

氏名	生年月日	住民票に記載されていた住所
深井 義郷	昭和37年10月15日	魚津市木下新87番地21